



## 日本のスポーツ団体・事業会社が海外のスポーツベッティング事業に関与する場合の刑法上の犯罪の成否

執筆者: 平尾 覚、稲垣 弘則、北住 敏樹

### 1. スポーツ団体・事業会社によるスポーツベッティング事業への関与

前号のニューズレターでは、米国を中心として、今後、新型コロナウイルスの感染拡大による試合の中止等に伴う大幅な収益減少に歯止めをかける方策として、スポーツベッティング事業への注目度が高まっていることをご紹介しました<sup>1</sup>。

スポーツベッティングにおいては、MLB や NBA 等のスポーツ団体及びスポーツベッティング事業を展開するブックメーカーやカジノ業者が代表的な当事者となりますが、海外では、データ配信事業者がスポーツ団体等とパートナーシップ契約を締結し、スポーツ団体から提供されたリアルタイム映像や速報データ、統計データ等をベッティング事業者販売することも行われているようです。

日本のスポーツ団体においても、新型コロナウイルスの拡大によるチケット収入を中心とした大幅な収益減少の打撃を受け、新たな収益源を模索する中で、海外のスポーツベッティング事業者やデータ配信事業者に対して、映像及び試合結果等のデータを販売すること等により、英国、米国等の海外で合法的に行われているスポーツベッティングに関与しようとする動きが出てきています。

しかしながら、下記 2.のとおり、日本のスポーツ団体・事業会社が、日本においてスポーツベッティング事業を展開すると、賭博場開帳図利罪が成立し、違法となります。そして、日本のスポーツ団体・事業会社が、海外でビジネスを展開するスポーツベッティング事業者に映像及びデータを販売する場合でも、ビジネスモデルによっては、賭博場開帳図利罪又は賭博罪の幫助犯が成立し、違法となる可能性があります。

そこで、本稿では、このような昨今の状況に鑑みて、日本のスポーツ団体・事業会社が、海外のベッティング事業者やデータ配信事業者に対して映像及び試合結果等のデータを販売することに関する法的論点について整理・検討します。

<sup>1</sup> [平尾覚=稲垣弘則=北住敏樹「スポーツベッティング事業の米国の最新動向と日本におけるサービス展開の法的留意点」\(西村あさひ法律事務所 スポーツビジネス・ロー・ニューズレター2020年7月15日号\)](#)

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

## 2. 日本のスポーツ団体・事業会社が日本国内でスポーツベッティング事業を展開した場合の犯罪の成否

まず前提として、日本のスポーツ団体・事業者が日本国内でスポーツベッティング事業を展開した場合には、日本法上どのような犯罪が成立し得るのか、検討します。

前号のニューズレターでご説明したとおり、日本では賭博行為は原則として禁止されており、オンライン上であるか否かを問わず、スポーツを対象に賭博行為を行った場合、競馬・競艇・競輪・サッカーくじ等、法令で許容されている場合を除き<sup>2</sup>、賭博罪(刑法 185 条)が成立します。

また、日本の刑法は、賭博行為を行うことに加えて、利益を得る目的で賭博場を開帳する行為を、賭博場開帳凶利罪(刑法 186 条 2 項)として禁止しており、賭博場開帳凶利罪を犯した者は賭博行為者よりも重い刑罰の対象となります<sup>3</sup>。

ここで、賭博場開帳凶利罪について、簡単に説明します。

刑法 186 条 2 項は、「賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3 月以上 5 年以下の懲役に処する」と規定しており、「賭博場を開帳」する行為を禁止しております。

「賭博場」とは、「賭博を行う場所、賭博のための場地的設備を指す」と考えられていますが、その場所・設備に関しては、常設のものであることや、賭博のために特に設けられたものであることは要しないと考えられています<sup>4</sup>。また、「賭博者が自ら賭博場に参集せず、開帳者の使者を介して又は電話等により開帳者と交渉するような場合でも、その事務を行っている場所は賭博場となり得る」ともされております<sup>5</sup>。

次に、「開帳」とは、「賭博場の設営に当たって主宰的地位に立つこと、すなわち、主宰者として賭博場を設け、その支配・管理下に賭博の機会を与えることをいう」と考えられています<sup>6</sup>。

賭博場開帳凶利罪が成立する典型例は、一箇所に賭客を集め、賭客から寺銭を徴収し、賭客に賭博行為をさせる行為ですが、これまでの判例・裁判例では、野球賭博等の事例において、賭客を一箇所に集めることをせず、電話を用いて、客から申し込みを受け、賞金を配当するような行為を行った事案についても、賭博場開帳凶利罪の成立を認めています<sup>7</sup>。

そのため、日本において、スポーツ団体・事業会社が、スポーツを対象とする賭博を主宰する場合、当該スポーツ団体・事業会社(の代表者等)には、賭博場開帳凶利罪が成立する可能性があります。

## 3. 海外のスポーツベッティング事業者が日本に居住するユーザーに対してサービスを提供した場合の犯罪の成否

賭博場開帳凶利罪も賭博罪と同様にいわゆる「国内犯」といわれており、日本国内で行われた「賭博場の開帳」行為(すなわち賭博の主宰行為)のみが処罰の対象となります。そのため、スポーツベッティング事業者が、賭博が合法化されている国で、その国に居住するユーザーのみに向けてスポーツベッティングサービスを提供したとしても(当該ユーザーに賭博行為をさせたとしても)、

<sup>2</sup> 競馬、競艇、競輪及びサッカーくじについては、競馬法、自転車競技法、モーターボート競技法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律において、勝敗的中者等に対して、一定額の払戻金を交付することが規定されています。そのため、法令に基づく行為として、刑法 35 条より違法性が阻却され、賭博罪が成立しないとされています(大塚仁・河上和雄・中山義房・古田佑紀編『大コンメンタル刑法第三版第 2 巻[第 35 条～第 37 条]』青林書院(2016)348 頁)。

<sup>3</sup> 日本の刑法は、賭博行為者に対する刑について、50 万円以下の罰金又は科料と定めております(刑法 185 条)。なお、常習賭博の場合は 3 年以下の懲役に処します(刑法 186 条 1 項)。)、賭博開帳行為者に対する刑を 3 月以上 5 年以下の懲役に定めております(刑法 186 条 2 項)。

<sup>4</sup> 団藤重光編『注釈刑法(4)各則(2)』有斐閣(1980)346 頁、大塚仁・河上和雄・中山義房・古田佑紀編『大コンメンタル刑法第三版第 9 巻[第 174 条～192 条]』青林書院(2013)193 頁。

<sup>5</sup> 大判大正 4 年 3 月 1 日刑録 21 輯 181 頁、大塚仁・河上和雄・中山義房・古田佑紀編『大コンメンタル刑法第三版第 9 巻[第 174 条～192 条]』青林書院(2013)193 頁。

<sup>6</sup> 大塚仁・河上和雄・中山義房・古田佑紀編『大コンメンタル刑法第三版第 9 巻[第 174 条～192 条]』青林書院(2013)193 頁。

<sup>7</sup> 最判昭和 48 年 2 月 28 日(刑集 27 巻 1 号 68 頁)。

日本の刑法上の賭博場開帳凶利罪が成立することはありません<sup>8</sup>。

それでは、海外のスポーツベッティング事業者が、日本に居住するユーザーも含めてスポーツベッティングサービスを提供し、日本に居住するユーザーに賭博行為を行わせた場合、当該スポーツベッティング事業者は日本の刑法上の賭博場開帳凶利罪で処罰されることになるでしょうか<sup>9</sup>。ここでは、海外のスポーツベッティング事業者が、海外に設置されたサーバー上の Web サイト等を通じて、日本に居住するユーザーに同事業者のベッティングプラットフォームを利用させたような場合にも、日本で「賭博場を開帳」したといえるかが問題となります。

この点に関し、「賭博場」とは、上記 2.のとおり、「賭博を行う場所、賭博のための場所的設備を指す」とされており、裁判例では、電子的空間は「賭博場」に該当しないとする下級審判例があります<sup>10 11</sup>。

他方、大阪高裁は、LINE 上で、野球賭博の申込み等のためのグループを作成し、LINE を利用して賭客からの申込みを受け、幫助者と共に、賭客それぞれの申込み口数や勝ち負けの金額を集計し、勝った賭客に配当金を交付していた事案について、「賭博場開帳凶利罪が成立するためには、賭博場を開設する必要があるが、ここでいう賭博場は、必ずしも、現実にそこで賭博行為が展開される特定の場所のみを指すのではなく、各所に所在する顧客から申込みを受け、これを集計して、勝敗を決する野球賭博のような賭博にあつては、申込みを受け、結果を集計して整理し、勝者に支払うべき金員等を集計し、これに従って金員を支払う部署が整備され、その全体が賭博場と評価できるような場合は、申込みを受け集計をする者の所在地、賭客の居場所等を含んだその全体が、1 つの場所として、賭博場を構成すると見るのが相当(傍点筆者)である。」と判断しました<sup>12 13</sup>。

上記大阪高裁判決が、「申込みを受け集計をする者の所在地、賭客の居場所等を含んだその全体が、1 つの場所として、賭博場を構成すると見るのが相当」と判断していることは注目に値します。すなわち、同判決は、賭客の居場所も賭博場の一部を構成すると考えていると思われます。同判決の考え方に従うならば、海外のスポーツベッティング事業者が、日本に居住しているユーザーに向けてスポーツベッティングサービスを提供する場合、賭客の居場所、すなわち日本のユーザーの居住地を含んだその全体が「賭博場」を構成すると判断される可能性があります。そうしますと、賭博場の一部は日本に存在することとなり、当該海外スポーツベッティング事業者は、日本で「賭博場を開帳」したとして、日本の刑法の賭博場開帳凶利罪が成立する可能性を否定できないこととなります。

#### 4. 日本のスポーツ団体・事業会社が海外のスポーツベッティング事業者等に映像・データを提供した場合の犯罪の成否

上記 3.のとおり、海外のスポーツベッティング事業者が、日本に居住するユーザーを含めてスポーツベッティングサービスを提供する場合、当該事業者には、日本の賭博場開帳凶利罪が成立する可能性があります。

<sup>8</sup> 刑法 1 条 1 項は、「この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する」と定めています。また、刑法 2 条及び 3 条は、国外で一定の犯罪を犯した場合についても、日本の刑法が適用される旨を定めておりますが、賭博場開帳凶利罪についてはその対象に含まれておりません。そのため、賭博場開帳凶利罪については日本国内での行為のみが日本の刑法の適用対象になります。

<sup>9</sup> この場合、海外のスポーツベッティングサイトを利用した日本に居住するユーザーには、日本の刑法上の賭博罪が成立し、処罰の対象となることについては、[平尾覚=稲垣弘則=北住敏樹「スポーツベッティング事業の米国の最新動向と日本におけるサービス展開の法的留意点」\(西村あさひ法律事務所 スポーツビジネス・ロー・ニュースレター2020年7月15日号\)](#)をご参照ください。

<sup>10</sup> 福岡地判平成 27 年 10 月 28 日(LEX/DB 文献番号 25541477)。

<sup>11</sup> 同判決は、「検察官は…刑法 186 条 2 項の『賭博場』とは、賭博が行われるために設定される場や空間のことをいうと理解すべきであり、本件のような携帯電話機等を用いて行われる賭博については、胴元側の居所と賭客側の居所を含めた空間的な場所及びそれらが携帯電話機で結ばれた電子空間全体が『賭博場』に当たると主張するが、そのような解釈は『賭博場を開張し(た)』という刑法 186 条 2 項の文言から通常理解されるところと大きくかけ離れ、実質的には、胴元と賭客が存在しさえすれば直ちに賭博場開帳凶利罪が成立することを認めるものにほかならず、採用できない(刑法 186 条 2 項が古典的な賭博を念頭に置いた規定で、移動可能な電子通信機器が発達した現代の賭博の実情に適合していない面があることは確かであるが、立法を経ずに解釈によって場所的要素を伴わない賭博主宰行為に処罰を拡大することは許されない。)」と判示し、「胴元側の居所と賭客側の居所を含めた空間的な場所及びそれらが携帯電話機で結ばれた電子空間全体」が、「賭博場」に該当するとはいえない旨判示しました。

<sup>12</sup> 大阪高判平成 29 年 2 月 9 日(高等裁判所刑事裁判速報集平成 29 年 238 頁)。

<sup>13</sup> 同判決は、本文記載の判示について、「『賭博場』の意味をそのように解することは、言葉の可能な意味の範囲内にあり、一般人の客観的予測可能性を奪うものではないと解される」とも判示しています。

そして、そのような海外のスポーツベッティング事業者に対して当該スポーツの映像や試合結果等のデータを提供した日本のスポーツ団体・事業会社は、スポーツベッティング事業者に対して、賭博を容易にするための道具を提供したといえます。このような日本のスポーツ団体・事業会社に犯罪が成立することはないのでしょうか。

この点に関し、判例上、賭博用の道具を賭博場開帳者に提供する行為は、賭博場開帳凶利罪の幫助犯(刑法 62 条 1 項)に該当すると判断されています<sup>14</sup>。そのため、日本のスポーツ団体・事業会社が、日本に居住するユーザーが当該事業者のサービスを用いてベッティングに参加することが可能であることを認識しながら、海外のスポーツベッティング事業者に対して当該スポーツの映像及び試合結果等のデータを提供した場合、当該スポーツ団体・事業会社には、賭博場開帳凶利罪の幫助犯が成立する可能性があります。

なお、判例では、正犯者を間接的に幫助した者についても幫助犯が成立すると判断されております<sup>15</sup>ので、日本のスポーツ団体・事業会社と海外のベッティング事業者との間に、海外のデータ配信事業者や代理店などが介在したとしても、日本のスポーツ団体・事業会社に賭博場開帳凶利罪の幫助犯が成立することには変わりありません。

また、海外のスポーツベッティング事業者が日本に居住するユーザーへサービス提供を行っている認識が全くなかった等の理由で故意が否定され、賭博場開帳凶利罪が成立しない場合であっても、既に何度も述べている通り、日本に居住するユーザーが当該事業者のサービスを用いてスポーツベッティングに参加した場合は、日本に居住するユーザーには賭博罪が成立し、ユーザーが処罰される可能性があります。当該ユーザーに賭博罪が成立する場合、海外のスポーツベッティング事業者に対して当該スポーツの映像や試合結果等のデータを提供していた日本のスポーツ団体・事業会社は、間接的ではありますが、映像や試合結果等のデータを提供することで日本のユーザーによる賭博行為を容易にしたと捉えられ、賭博罪の幫助犯が成立する可能性があります。

## 5. おわりに

以上の通り、日本に居住するユーザーに対してスポーツベッティングサービスを提供する海外のスポーツベッティング事業者には、賭博場開帳凶利罪が成立する可能性があります。また、当該サービスを利用した日本に居住するユーザーには賭博罪が成立することから、当該スポーツベッティング事業者(又は海外のデータ配信事業者や代理店)に対して映像及び試合結果等のデータを提供した日本のスポーツ団体・事業会社には、賭博場開帳凶利罪又は賭博罪の幫助犯が成立する可能性があります。

そのため、日本のスポーツ団体・事業会社が、直接又は間接的にスポーツベッティング事業者に対して映像や試合結果等のデータを販売することをビジネスとして検討するに当たっては、これまでに述べた日本の刑法上で処罰されるリスクを理解することが大前提となります。その上で、日本のスポーツ団体・事業会社が、当該ビジネスを新たな収益源として模索・確立する場合には、当該リスクに対する理解を前提とした合法的なスキームの検討・実施が必須となる点に、十分に留意する必要があります。

<sup>14</sup> 賭博用の道具を賭博場開帳者に提供する行為が、賭博場開帳凶利罪の幫助に該当すると判断された事例としては、賭博に用いるものとなりながら軍鶏を賭博開帳者に販売する行為が賭博開帳凶利罪の幫助に該当すると判断された事例(大判昭和 7 年 9 月 26 日(大刑集 11 卷 1367 頁))等が存在します。

<sup>15</sup> 最判昭和 44 年 7 月 17 日(刑集 23 卷 8 号 1061 頁)。



ひらお かく  
**平尾 覚**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[k\\_hirao@jurists.co.jp](mailto:k_hirao@jurists.co.jp)

公正取引委員会、証券取引等監視委員会をはじめとする国内当局対応、行政機関との紛争対応、企業不祥事対応、訴訟対応のほか、国際カルテルやFCPA事案等への対応その他海外当局による捜査/調査対応等を手掛ける。



いながき ひろのり  
**稲垣 弘則**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[h\\_inagaki@jurists.co.jp](mailto:h_inagaki@jurists.co.jp)

2010年弁護士登録。2017年南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2018-2019年パシフィックリーグマーケティング株式会社出向。2019年より同社にパートタイム出向中。同社でのスポーツビジネスにおける実務経験を活かしつつ、スポーツビジネスに関与する日本企業やスタートアップを含めたあらゆるステークホルダーに対してアドバイスを提供している。



きたずみ としき  
**北住 敏樹**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[t\\_kitazumi@jurists.co.jp](mailto:t_kitazumi@jurists.co.jp)

2014年弁護士登録。入所以来、危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事。危機管理分野では、品質不正、会計不正、金商法違反等の種々の事案について、事実調査やマスコミ・当局等への対応に関する助言を行っている。また、近時はスポーツ・プラクティス分野の案件にも携わっており、スポーツビジネスに関与する企業・スポーツ団体・選手へのアドバイスを提供している。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020